

# 日常の教育活動における著作権に関する一問一答

令和5（2023）年度 福岡教育大学FD委員会（教材作成支援部会）

この資料は、近年のICT活用教育の展開に伴い、教材作成やオンライン授業など日常の教育活動に伴う著作物利用について、より一層適正を期すため、学内の教員が日頃から疑問に感じていることなど関心事項を収集し、関係機関、専門家の見解等の情報と照らし合わせながら、その考え方を整理したものです。各項目は、学域ごとの有志で開催された意見交換会、個別の照会・相談等を通じて収集し、その整理に当たっては、類似の事項について汎用的な表現に改めるなどして教科等領域に関わらず参考にできるようにしました。

また今回は、教材作成にとどまらず、大学教員が雑誌等に論考を依頼され執筆した場合の著作権の考え方についても解説しました。

全ての疑問に満足が得られる回答になっているとは限りませんが、今後も各教科等領域の特性に応じた課題が生じるかもしれませんので、学内教職員の関心に応じて継続的に事項の追加や内容の更新をしていく必要がありますが、令和3年度版、令和4年度版と合わせて教育研究活動の参考にしてください。

大学教員自身の教育活動だけでなく、指導する学生が将来教員になった際にも必要な情報ですので、この資料を有効に活用されることを期待します。

なお、Garoon掲示板の「FD事業関係」には、「教育活動における著作物の利用と著作権制度について」（令和元年度FD・SD研修会配付資料）、「授業・教育活動と著作権」（令和元年度FD委員会活動成果）、「著作権 大学教員として知っておきたいこと 教員を目指す学生に身に付けさせたいこと」（令和2年度FD委員会活動成果）、「日常の教育活動における著作権に関する一問一答」（令和3年度、令和4年度FD委員会活動成果）の各資料も掲載していますので、併せて参考にしてください。

## 日常の教育活動における著作権に関する一問一答

作成：令和5年度福岡教育大学FD委員会

教材作成支援部会

質問	回答	考え方・詳しい解説
<p>1 <b>授業目的公衆送信補償金は、授業科目の教材に他者の著作物を利用した教員がその研究費から負担しなければならないのか。</b></p>	<p>著作権法第35条の規定では、補償金を支払う主体は教育機関の設置者（国立大学の場合国立大学法人）とされている。</p>	<p>著作権法第35条の規定により授業の過程で利用するために著作物が公衆送信された場合（隔地の教室間の同時遠隔授業による場合を除く）には、その授業を提供している教育機関の設置者が著作権者（の団体）に補償金を支払うこととされている。したがって、授業で著作物を利用した個々の教員が支払いの責任を負うものではない。</p> <p>授業目的公衆送信補償金等管理協会では、補償金の額は、教育機関の教員が著作物を公衆送信する量や回数に関わらず、年度ごとに児童生徒や学生一人当たりの積算単価に在学人数を乗じた包括的な額と定めており、多くの教育機関はこの包括的な年額を支払っている（公衆送信する都度、単価に回数を乗じて算定する方法もある）。</p> <p>各教育機関（の設置者）が支払う補償金のために、国立大学の場合運営費交付金、公立学校の場合地方交付税、私立学校の場合私学助成のそれぞれの積算基準に授業目的公衆送信補償金が積算されている。</p>
<p>2 <b>授業で著作物を利用した場合、包括的な補償金を支払っているのに、利用した著作物を報告しなければならないのか。報告しなければ問題があるのか。</b></p>	<p>報告しなければ法令違反になるというわけではないが、団体が受領した補償金を個々の著作権者に分配するため、教育機関がその協力をすることになっている。</p>	<p>著作権法第35条の規定により授業の過程で利用するために著作物を公衆送信した場合、それを著作権者に報告する法律上の義務はない。しかし、教育機関（の設置者）が支払う補償金は間接的には税金がその財源になっていることから適正な支出が必要であること、団体に支払われた補償金は個々の権利者に公正に分配される必要があることから、利用状況の把握に当たり教育機関に協力が求められているものである。教育機関側としては、協力の必要性については理解するものの、教育現場の負担をできるだけ軽減してほしい旨を要望した結果、現在は、全国の小・中・高等学校、大学の中から標本校を抽出し、当該標本校における1ヵ月の利用状況を団体に報告することとなっている。</p>

<p>3 授業の教材について、すべて担当教員が書き下ろしのオリジナルであって、他人の著作物（文章、イラスト、写真など）を一切利用しない場合であっても、補償金を支払う必要があるのか。</p>	<p>他人の著作物を利用しない場合には、補償金の支払いは不要である。</p>	<p>授業目的公衆送信補償金は、授業の過程において他人の著作物を公衆送信する場合に、本来は著作権者から公衆送信の許諾を得なければならないところ、例外的に許諾不要とする代わりに、著作権者の経済的利益を補償するために支払うこととされたものである。</p> <p>したがって、授業の教材を、すべて担当教員が書き下ろしのオリジナルで作成する場合には、他人の著作権の問題は生じない。また、この規定は授業の過程で他人の著作物を公衆送信することに係るものなので、他人の著作物をプリント教材にコピーして学生に配付するだけである場合には、（同条の要件を満たせば）複製の許諾を得ることも補償金を支払うことも不要である。</p>
<p>4 自分が著した著作物（論文、教科書、解説書、寄稿文、イラスト、音楽など）が他の大学の授業の過程で公衆送信によって利用される場合に、その著作物の創作者である自分も補償金を受けられるのか。</p>	<p>教員も補償金を受けられることができる。</p>	<p>補償金を受けられる権利はすべての著作権者に認められるものなので、公衆送信による利用の実態が特定できれば、大学の教員であっても補償金を受けられることができる。大学の教員の創作物は、実際には出版物を通じて流通することが多いので、授業目的公衆送信補償金等管理協会が集めた補償金を分配する際には、現状の実務では出版社を通じて著作権者を特定し、著作権者に届けられることになる。</p> <p>今後は、学術系専門分野の著作物に係る補償金を出版社等を介さずに大学教員や研究者に分配する仕組みを構築することが必要ではないかとの声も出ている。</p> <p>なお、論文等を執筆して学会誌や専門雑誌に掲載される際に、その著作権を学会や出版社に譲渡している場合には、学会等が著作権者になるため、その論文等が授業の過程で公衆送信されても、執筆者である大学教員は補償金を受けられることはできない。</p>

5 **令和3年度版の1問1答のNo.20で、遠隔授業のイメージが説明されているが、教室で授業時間に教員が LiveCampus や GoogleClassroomのような教育支援システムに著作物をアップロードし、その授業時間中に同じ教室内で学生がそれにアクセスして当該資料を閲覧するような形態は、一般的な遠隔授業ではないが、補償金との関係はあるのか。**

授業目的公衆送信補償金の支払い対象となる公衆送信である。

著作権法第35条では、授業の過程で利用するために必要と認められる限度で著作物を複製、公衆送信、伝達する場合には、著作権者の許諾を得る必要がないと規定し（第1項）、それらのうち公衆送信については著作権者に対する補償金の支払いが必要としている（第2項）。さらに、公衆送信のうち、「授業が行われている場所」から「同時に授業を受ける者がいる別の場所」に公衆送信する場合については補償金の支払いは不要としている（第3項）。

質問のケースは、同じ教室内にいる者に対する公衆送信なので、第3項は適用されず、授業目的公衆送信補償金の支払いが必要になる。

（この制度は、「遠隔授業のための例外規定」などのように簡略化されて説明されることが多いため、遠隔授業でなければ補償金の支払いは必要ないと誤解しがちであるが、発信者と受信者が同じ場所にいても、ネットワークを通じて著作物を送受信する形態であれば、制度上は第2項が適用される。もっとも、ほとんどの教育機関は包括的な方式により補償金を算定して支払っているので、現実的には厳密に補償金の支払いが必要かどうかを気にしながら授業スタイルを決める必要はない。）

6	<p><b>令和3年度の1問1答のNo.20の解説で、電子メールにより授業の課題資料を送信することが公衆送信に当たるとされているが、電子メールは個人対個人の送信なので公衆送信ではないのではないか。</b></p>	<p>電子メールであっても、送信先が特定多数である場合には公衆送信に該当する。</p>	<p>著作権法では、「公衆送信」とは「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう」と定義されている（電子メールという特定の技術やツールを指しているわけではない）。また、「公衆」には「特定かつ多数の者を含むものとする」と定義されている。</p> <p>電子メールの技術では、確かに個人対個人の間情報の送受信（通信）が可能であるが、同じ技術を用いて例えばメールマガジンのように一つの（同一の）情報を同時に多数の者に送信することもできる。したがって、後者のような行為を行った場合には著作者の公衆送信権が及ぶとされている。</p> <p>教員研修等の場合には、分かりやすくする観点から「例えば電子メールを使って学生に授業資料を送信することは公衆送信に当たる（補償金の支払いが必要になる）」というように説明されることが多いが、「電子メールを用いること」がメルクマールではなく、「公衆によって直接受信されることを目的として送信すること」がメルクマールになる。</p>
7	<p><b>遠隔授業で教員が学生に対して授業資料や課題を送信することが公衆送信であるとしても、学生が教員に対して課題を返信（提出）することは公衆送信には当たらないと考えてよいか。</b></p>	<p>送信先が特定少数の場合には公衆送信には当たらない。</p>	<p>「公衆送信」の定義は前問のとおりであるので、遠隔授業の過程で学生が担当教員に対して課題を返信（提出）することは、公衆送信に当たらない場合が多い（同じ授業を受講している他の学生にも閲覧できるような方式で送信すれば、公衆送信に当たる）。</p> <p>したがって、学生による送信行為が公衆送信でない場合には、補償金を支払う必要もない。</p> <p>しかしながら、改正された著作権法第35条では、送信者が教員であろうと学生であろうと、補償金の支払いが必要となる場合の支払い者は教育機関の設置者としており、ほとんどの教育機関は、包括的な方式により補償金を年額として算定して支払っているため、個別の行為の中には個人対個人間の送信が含まれる場合が理論的にはあるとしても、現実的にはそれを区別して検討する実益はない（包括的な方式を採らず、送信行為ごとに補償金（単価）を積み上げて団体に支払う方式を採っている教育機関では、そのような細かい積み上げをしていく必要はある）。</p>

8	<p>授業で写真、図版、動画などの著作物を学生に提示した際に、学生がスマートフォンで写真撮影や録音をすることがあるが、どう考えればよいか。</p>	<p>著作物の複製を行っているのは学生である。</p>	<p>教員が学生に対してそのような行為を指示していない限り、著作物の複製行為の主体は学生である。</p> <p>学生が自己の学修のために著作物を複製しているのであれば、私的使用のための複製（第30条）として著作権者の許諾を得る必要はない。</p> <p>なお、板書した内容も、場合によっては著作物になり得る（教員が創作した著作物である場合もあれば、第三者が創作した著作物を教員が板書（複製）したものである場合もある。後者の場合、第35条の規定により、教員は当該第三者の許諾を得る必要はない）が、学生の私的使用の目的であれば、教員が著作権者として録音を禁止することはできない。</p> <p>自己の学修のためではなく私的使用目的とは言えない場合（例えば、同じ授業を受けている他の学生との間で共有するためなど）であれば、第30条の例外規定は適用されず、学生は著作権者から複製の許諾を得る必要がある。</p> <p>第30条の要件など、詳しくは、令和3年度版の1問1答のNo.18を参照されたい。</p>
---	---	-----------------------------	---

9	<p>学外で教員研修の講師として講義・講演を行った場合、その講義・講演も著作物と考えられるが、それを参加者（研修受講者）がICレコーダーで録音することは拒否できるのか。</p>	<p>録音行為が研修受講者の私的使用目的といえるかどうか検討する必要がある。</p>	<p>考え方は前問とほぼ同様である。</p> <p>録音したものを受講した教員自身のスキルアップのために使用するのであれば、（研修への参加が業務上の出張であったとしても）複製行為自体は私的使用目的であると言える可能性が高く、そうであれば第30条が適用される。</p> <p>しかし、受講した教員が研修報告会等の場で録音内容を同僚に聞かせるようなことを想定している場合や、上司からそのような報告のための録音の指示を受けて受講しているのであれば、私的使用目的には該当せず、著作権者（講演の講師）の許諾が必要となる。講師としては、その事情を聴いたうえで、録音を許諾したり拒否したりすることはできる。</p> <p>なお、講義・講演の中で、第三者の著作物が引用される可能性もあるが、著作権者の許諾を要しない引用の要件を満たしていれば、まず、講師による引用について出典元の著作権者の許諾を得る必要はない。次に、それが受講者によって録音されることについても、通常は講演された状況のまま録音されるので、同様に考えてよい。ただし、受講者が録音したものをさらに編集して引用の域を超えて利用できるような状態にするとすれば、受講者は出典元の著作権者の許諾を得なければならない（講師が受講者に対してそのような注意喚起を行わなければならない義務まではない）。</p> <p>引用の要件等、詳しい内容については令和3年度版の1問1答のNo.14を参照されたい。</p>
10	<p>授業で使用するために他人の著作物を用いた資料を作成したが、それを表紙を差し替えて授業外の講演会の配付資料に使うことができるか。</p>	<p>授業外の講演会の開催主体によって考え方が異なる。</p>	<p>教育機関における授業の過程で他人の著作物を複製することについては、一定の条件を満たす場合に著作権者の許諾を得ずに行うことができる（第35条）。</p> <p>一定の要件については、令和4年版の1問1答のNo.1、No.2などを参照されたい。</p> <p>設問の事例は、大学等の授業のために他人の著作物を利用して作成した資料（これについては著作権者の許諾を得ずに行うことができる場合が多い）を、大学の授業ではない講演会の資料として参加者に配付しようとするものであり、「教育機関における複製等」の規定に定められている要件を満たさない可能性がある。</p>

本条が想定している「教育機関」「授業」とは、大学において学生に対して行うもの、小・中・高等学校において児童生徒に対して行うもののように、授業を実施する者とそれを受ける者との関係が本来的に定まっているものを指していると考えられている（詳しい解説については、「改正著作権法第35条運用指針」（<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>））を参照。この考え方に立てば、自治体の教育センターは、それが教員の研修を目的として設置されているものであれば、そこで研修を受ける教員に対して行うものも本条の「授業」に含まれる。

しかし、大学において所属教員を対象としたFDの一環として外部から講師を招いて実施される講演会・研修会のようなものは、大学で行われていても本条の「授業」には含まれないし、小・中・高等学校で行われていても、保護者を対象とした研修会などは同様に「授業」には含まれない。

したがって、設問のような場合、その講演会や研修会の実施主体がどのような目的の機関なのかによって著作権者の許諾を得ることが必要か不要かが異なってくる（誰が講師かということとは関係ない）。

例えば、自治体の教育センターが地域の学校の教員を対象とした研修会を開催し、その講師として大学教員が招かれたような場合は、当該大学教員は、それまでに大学の授業のために作成した資料と同様に著作権者の許諾を得ずに他人の著作物を利用することができる。

一方、学会や任意の研究会など教育機関とは言えないものが実施する研究会等で、大学の授業のために作成した資料を複製。配付したりすることは、「教育機関における授業の過程」とは考え難いので、仮にそれが大学の教室を使って実施されていたとしても、著作権者の許諾を得る必要がある。

同種の質問について、令和4年度版の1問1答のNo.5も参考にされたい。

11	<p>©のマークはどうすれば取得できるのか。</p> <p>「All rights reserved」という記述はどのような場合に必要なのか。</p>	<p>©マークや「All rights reserved」の記述は、今日の日本ではほとんど意味はない。</p>	<p>日本やヨーロッパ諸国はベルヌ条約に加盟しており、同条約加盟国では著作権の取得について無方式主義を採っており、著作物を創作した時点で何の手續きによることなく（つまり、何らかのマークなどを表示する必要もなく）その著作物に係る著作権（条約に定める権利や国内法で定める権利）を取得することができる。</p> <p>しかし、一部の国では、著作権の取得につき納本制度や登録制度を設けている場合があり、そのような方式主義の国とベルヌ条約に加盟している無方式主義の国との間でそれぞれの国民の著作権を保護するために制度を調整する必要があった。</p> <p>万国著作権条約では、©の記号、著作権者の氏名、第一発行年を著作物の複製物の見えやすい場所に一体的に表示することにより、無方式主義の国の著作物であっても方式主義の国において保護されるようにした（日本はこの条約を1956年に批准した）。</p> <p>ブエノスアイレス条約では、所有権の留保を示す文言（All right reserved）が著作物に表示されていれば、どこかの国で登録されている著作物が他の国でも著作権が認められるようにした（日本はこの条約を批准していない（万国著作権条約の批准で充分であったため））。</p> <p>方式主義の国の中で著作物の流通に最も大きな影響を及ぼしていたのはアメリカ合衆国であったが、同国も1989年にベルヌ条約に加盟し、その後、方式主義の国々も次々と無方式主義に変更してベルヌ条約に加盟するようになった。現在では、万国著作権条約又はブエノスアイレス条約のみに加盟し、ベルヌ条約に加盟していない国はカンボジアのみになっており、©や「All right reserved」の記述は法的にはほとんど意味のないものになっている。</p>
----	---	---	--

12 **教育雑誌の出版社から、教科や教職等に関する論稿の執筆依頼を受けた。著作権について執筆者としてどのような点に注意しておく必要があるか。**

本来、執筆者自身が著作権を持っているが、それが雑誌掲載等の以後にどのように利用されるかを想定し、執筆者としてそのような利用をどこまでコントロールしたいのかを考えて契約を結ぶようにする。

論稿・論文や解説記事などはほとんどの場合、著作物に当たるので、その執筆者に著作権と著作者人格権が発生する。なお、著作物とは思想又は感情の「表現」であり、思想又は感情そのもの（例えば、研究により解明された定理・法則、考え方・学説、感想などのようなもの）は著作物とは言えない。自然法則を利用した技術的思想で、新規性・進歩性、産業上の利用可能性のある発明であれば、出願により特許権が付与されることはある。

執筆者が著作権を持つということは、その著作物を複製したり、口述したり、公衆送信したり、その他法律で権利が認められた利用行為をすることについて独占的・排他的な権利を持つ（そのような利用行為をしようとする者に対して許諾したり利用を拒否したりすることができる）ということである。それは出版社の依頼によって執筆したものであっても同様である。

著作権は財産権であり、その権利の全部又は一部を他人に譲渡することが可能であるため、執筆の依頼に当たって出版社等から著作権を譲渡してほしいとの求めがあることがある。そのような求めに応じるかどうかは権利を持っている執筆者自身が判断することになる（懸賞論文などの場合、募集要項に「入選作品の著作権は出版社に帰属する」というような条件が規定されることがあるが、それを承知の上で応募し、入選した場合には、募集要項という契約に基づき、著作権が執筆者から出版社に譲渡されることになる）。

著作権を譲渡する契約の場合、譲渡される権利の内容について明確にしておく必要がある。著作権には、その内訳として「複製権」「上演権・演奏権」「口述権」「公衆送信権・伝達権」「上映権」「頒布権」「譲渡権」「貸与権」「翻訳権・翻案権等」「二次的著作物利用権」が法定されているが、単に「すべての著作権を譲渡する」といった場合でも、「翻訳権・翻案権等」「二次的著作物利用権」はそれらが特掲されない限り譲渡人（執筆者）に留保すると推定されることになっている。

例えば、英語でオリジナルの原稿が執筆され、その著作権が出版社に譲渡された場合、それをオリジナルのまま雑誌に掲載（複製）することについては権利の譲受人である出版社が権利を行使することができる（出版社だけの意思で出版できる）が、オリジナルを日本語に翻訳し、その翻訳版を雑誌に掲載（複製）する際には、翻訳行為に関しては執筆者が権利を行使することができるということになっている。これは、翻訳という行為が著作者人格権と密接に関係していることから、あえて契約に特掲しない限り譲渡されないようにして、執筆者を保護する特例規定が設けられているためである。したがって、翻訳等の権利を含めて譲渡する場合には、契約の中で「翻訳権・翻案権等」「二次的著作物利用権」を含むすべての著作権を譲渡する」と明確にしておく必要がある（逆にいえば、そのような記述がなければ、その著作物の「翻訳権・翻案権等」「二次的著作物利用権」についてはまだ執筆者が持っていると考えてよいということ）。

執筆者がすべての著作権を譲渡せずに留保していれば、当該著作物を別の出版社が他誌に掲載したいという申し出があった場合に、執筆者がそれを許諾することができる（学術論文などの場合、同じ論文を複数の学会誌などに発表する二重投稿を禁止するルールが一般化しているが、それは著作権制度上のルールではなく、オリジナルがいつどの場で発表されたかを明確にしたり、先行研究の検索を容易にしたりするなど、学術分野における必要性に応じた慣習として定着しているものである）。また、許諾をする際に、改めて掲載に係る著作権料（複製を許諾する対価）の支払いを求めることもできる。また、執筆者に無断で雑誌等に掲載する者が現れた場合には、無断掲載をやめてもらうよう執筆者から要請すること（差止め請求）もできる。

しかし、執筆者から出版社に著作権が譲渡された場合、別の出版社から当該著作物を他誌に掲載したいという申し出があっても、執筆者はそれを許諾したり拒否したりすることはできないし、他誌への掲載に係る著作権料も受けることができなくなる（そのような権利が出版社に移転した）ので、そのようなことを理解しておく必要がある。

著作権の譲渡に当たって対価が支払われるかどうかについては、執筆者と出版社の合意（契約）によって定められることになるので、仮に当事者が「無償で譲渡する」ことに合意すれば、執筆者は最初の執筆報酬（原稿料）を受けるだけで、その後の利用に係る利益を受けられないことになる。執筆者としては、出版社から著作権を譲渡してほしいとの申し出があった場合には、当該著作物のその後の利用可能性などを考慮して対価の額を検討することが望ましい。

例えば、著作物の内容によっては、著作権に基づく利益を度外視してできるだけ幅広く多くの人の目に触れさせたいと執筆者自身が考えるものもあり、学会や出版社に著作権を無償で譲渡し、それらの手を借りて頒布するような例も考えられる。もっとも、できるだけ幅広く多くの人の目に触れさせたい場合、必ずしも著作権を譲渡しなければそれができないわけではなく、執筆者が著作権を留保しつつ「この著作物については、（〇〇までの間）誰でも執筆者（著作権者）の許諾を得ずに自由に複製・公衆送信などの利用をしていただいて構わない」というような意思表示をして公表することによって実現することもできる。

論稿の執筆依頼に際し、著作権の譲渡とは別に注意しておきたいのは、当該著作物の利用の対価の支払い方法である。

一般的には、最初に支払われる執筆報酬（原稿料）と当該著作物の増刷等に伴う著作権料（複製許諾の対価）に分けられることが多い。

執筆報酬（原稿料）は1頁につき〇〇〇円とか200字につき〇〇〇円とか定額で〇〇〇円などといった基準が出版社ごとに定められている。定期刊行物への掲載の場合、特定の号に掲載されて完了するので、執筆報酬（原稿料）が支払われることにより所期の目的は達成される。このようなケースを「原稿買取」と称する出版社も少なくない（ただし、出版社によっては（又は担当者によっては）、著作権の買取（譲渡）を意味して使っていることが稀にあるので、「原稿買取」といわれた場合には、その意味を確認することが望ましい）。

定期刊行物に掲載された著作物が好評だったなどの理由により増刷されたり、連載記事が単行本化されたりする場合、新たに書き下ろすわけではないので、既存の著作物を複製するという考え方から著作権料として複製許諾の対価が追加的に支払われる。

増刷等に伴う著作権料（複製許諾の対価）は俗に「印税」と呼ばれるもので、1部増刷（又は売り上げ）につき販売価格の〇%などのように出版社ごとに定められた料率で算定される。これらの基準単価や料率は法律ではなく当事者間の契約により個別に定めることが可能である（「弊社の基準に基づき」と説明されることは多いが、あくまでも法定されているものではないし、もとより税金でもない）。実務上は、著名人になれば単価や料率が上がることもあるので、契約の交渉によって変動しうるものと考えてもよい。

ここまで述べた内容は、紙媒体の雑誌や書籍への掲載を念頭に置いた利用を前提に解説したが、Webサイトに著作物を掲載することについても考え方は同じである（「複製」が「公衆送信」に入れ替わるだけであるが、ダウンロード販売のようなケースを除けば1部増刷とか1部売り上げという概念がないので、アクセス件数とか掲載期間等の要素をもとに対価を算定することになる）。

雑誌等への論稿ではなく、解説書や教科書等の書籍にして出版する場合には、契約書を結ぶ場合も多い。

その場合、契約の内容が「出版契約」なのか「著作権の譲渡契約」なのか「出版権設定契約」なのかについて意識しておくことが望ましい。

「出版契約」は通常の契約で、執筆者が著した著作物を出版者が複製することに合意するものであり、著作権は執筆者に留保される（したがって、同じ作品について別の出版社から出版の申し出があった場合に、執筆者としてそれを許諾することも可能である）。

当事者間の協議により、どのような形（単行本・新書・文庫など）で何部印刷するか、販売価格はいくりにするか、著作物使用料（印税）はどのようにするか（金額や支払い方法）などが定められる。

「著作権の譲渡契約」では、その著作物を出版するかどうかよりもその著作物の著作権が誰に帰属するかを明確にすることが主な内容になる。

どの権利を譲渡するのか（翻訳権・翻案権や二次的著作物利用権も含めて譲渡するのか）、譲渡の対価をいくりにするか、譲渡する期間を限定するのかなどが定められる。

「出版権設定契約」は、出版社の「この著作物を我が社だけに独占的に出版させてほしい（他の出版社には出版の許諾をしないでほしい）」という希望を執筆者が認めるものである。

執筆者が、ある出版社に対して出版権を設定すると、著作権は執筆者自身が持っているとしても、当該著作物を出版物（電子出版を含む）にすることについては、他の出版社に（いくら高い料率の印税を提示されても）許諾をすることができなくなる（公衆送信、映画化、翻訳、口述など出版（複製・譲渡）以外の行為については著作権を行使できる）。

ところで、学会誌に論文が掲載された際に、執筆者が自己の論文の抜き刷りを購入する（一定部数について無償で提供される例もある）が、これは著作権制度とは異なる慣習である。著作権制度における考え方によれば、（学会の規約等により学会への著作権の移転等の定めがない限り）著作権は執筆者が有しており、学会（学会誌の編集者）は執筆者の許諾を得て論文を学会誌に掲載（複製）しているという関係になる。商業出版など一般的な著作権契約で考えれば、許諾を求める編集者が執筆者に対して許諾の対価を支払うという構図になるのが通常であるが、学会誌の場合、研究成果の普及や研究者に対する発表の場の提供という学会特有の目的に照らし、学会という組織を維持するためにその構成員が資金援助するという関係性になっている場合が多い。そのため、一種のローカル・ルールとして法制度や通常のビジネスモデルとは逆の財貨の移動が行われていると考えられる。

教育機関に属する教員は、著作物の執筆を主たる生業としているわけではないので、著作権の譲渡にせよ著作物の複製の許諾にせよ、譲渡や許諾の対価をさほど気にすることなく出版社等の説明に応じて対応することが多いと思われるが、コンテンツの円滑な流通という将来展望を考えると、今後は権利の所在などについて執筆者自身が明確に自覚しておくことが重要になってくる。

なお、著作権とは異なり、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）は他人に譲渡することはできない。